

令和 2 年度

# 地域活動支援事業 応募の手引き(津有区)

- ★ 私たちの地域を私たち自身でより住みやすくする「まちづくり活動」への支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

## ● 募集期間

**4月1日(水)から4月24日(金)まで(必着)**

## ● 津有区で募集する取組(募集テーマ)

津有区では、住民の皆さんが行う「身近な地域の課題解決や活力向上」のために行うまちづくり活動で、次のテーマに沿った取組を特に募集します。

- 子どもを産み育てる環境整備に役立つもの
- 高齢者が安心して暮らせる環境整備に役立つもの
- 住民の健康・福祉増進、子育て、青少年健全育成に役立つもの
- 地域コミュニティ活動の推進が期待できるもの
- 津有区の自然や産業を活かし、地域の活性化に役立つもの
- 地域の観光・文化施設や史跡などのPRに役立つもの
- 地域の環境保全、景観美化に役立つもの
- 住民の安全・安心確保が期待できるもの

委員の想いが詰まった  
8つのテーマ!!



## ● 津有区の予算額など

津有区の予算(配分額)：**590万円**

補助率：10/10(100%)以内 補助下限額：5万円(5万円以上の事業が対象)

補助希望額の総額が予算額(配分額)に満たない場合でも、審査により減額する場合があります。

- ・ 補助金額は、津有区の予算額(配分額)の範囲内で定めます。
- ・ 補助金額は、千円単位です。(千円未満の事業費は、応募団体等の負担となります。)
- ・ 提案事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額どおりとならない場合があります。
- ・ 残額に関わらず、「追加募集」は実施しません。

## ● 対象となる事業など

### ★事業の内容

団体の皆さんなどが行う身近な地域の課題解決や活力向上のため、主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

### ★提案できる人

5人以上で構成し、市内で活動する団体または法人の皆さんです。新しく立ち上げた団体等も対象となります。

### ★事業の実施期間

令和3年3月31日まで（経費の支払い、実績報告書の提出を含む）

### ※ご注意ください!!

地域活動支援事業は、身近な地域での課題解決や、活力向上のために行う事業であれば、種類や分野を問わず対象となりますが、下記の事業は対象外です。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業  
(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## ● 事業の対象とならない経費

- ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
- ② 提案団体等の運営に要する経費（人件費・事務所の家賃等）
- ③ 提案団体の構成員が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇親会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
- ④ 会議の時のお茶代・菓子代
- ⑤ 金券等（商品券・サービス券等）の発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
- ⑥ その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費



## ● 詳しくは【中部まちづくりセンター】までお問合せください。

応募に当たっては、「令和2年度地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。

ご不明な点や書類の作成にお困りの場合は、中部まちづくりセンターへお気軽にご相談ください。（連絡先は4ページに記載しています。）

## ● 提案事業の審査と決定など

事業の採択や補助額等は、津有区地域協議会の会議で審査を行い、決定します。  
審査は、次の3つの視点に基づいて行いますので、これらを考慮の上、提案してください。



### 1つ目の視点 … 基本審査

基本審査とは、提案事業が地域活動支援事業の目的と合致しているか(地域課題の解決や地域活性化につながるか)を確認します。



### 2つ目の視点 … 津有区の採択方針

採択方針とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じて、どのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにしたものです。津有区で募集する取組は、1ページの【津有区で募集する取組】で確認してください。



### 3つ目の視点 … 共通審査基準

- ・ 共通審査基準とは、全市共通の項目と視点による審査です。
- ・ 項目及び配点は下記のとおりです。

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか</li><li>・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか</li><li>・ 全市的な方向性と合致しているか</li><li>・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか</li></ul>	5点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか</li><li>・ 地域の実情や住民要望に対応したものか</li><li>・ 緊急性の高い提案事業であるか</li><li>・ ほかの方法で代替できないものであるか</li><li>・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか</li></ul>	5点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li><li>・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか</li><li>・ 資金調達の規模や時期に無理はないか</li></ul>	5点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか</li></ul>	5点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか</li><li>・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか</li><li>・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか</li></ul>	5点

※津有区地域協議会では、審査にあたり、疑問点などを提案者にお聞きするため、全ての事業について『ヒアリング』を行います。(日程等は別途ご案内します。)なお、土木工事など提案内容によっては、必要に応じて現場での説明もお願いする場合があります。

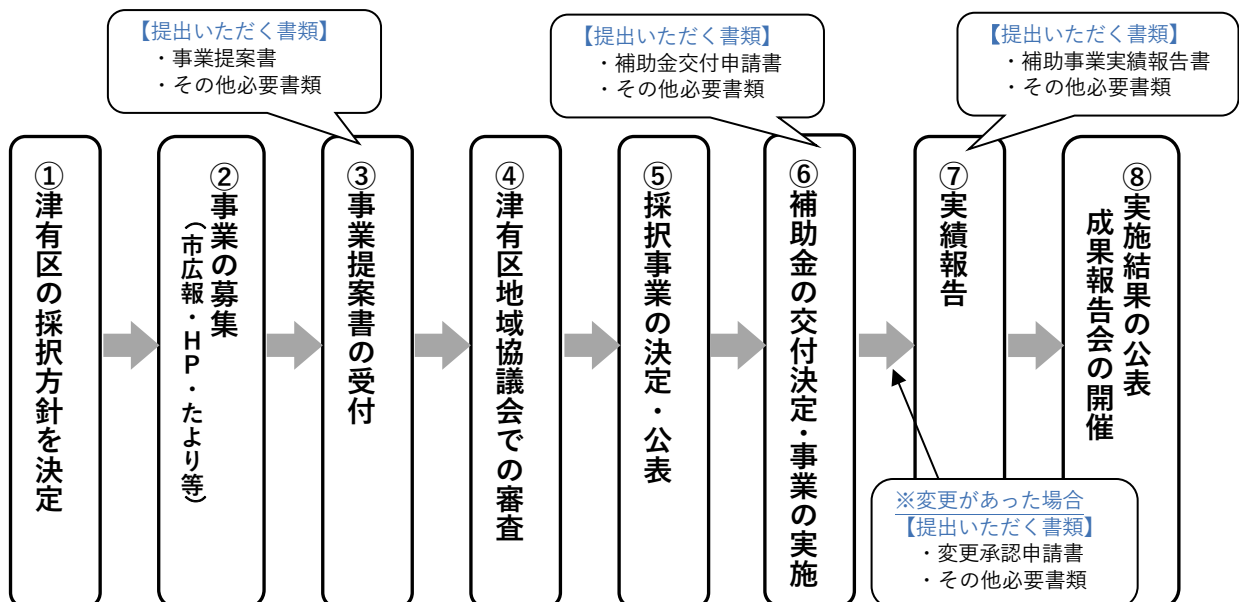
## ● 応募方法

所定の**事業提案書**に必要な事項を記入し、**資料（団体の規約、見積書※、図面など）**とあわせて、**中部まちづくりセンターに持参**してください。

※1件あたり10万円以上の経費については、2者以上の見積書の添付が必要です。

- ・補助金の交付前に事業着手した場合（事業提案書の提出日以降に限る）も対象となりますが、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助希望額どおりとならない場合があります。
- ・自己所有地以外の土地を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（事業提案の際に、土地の所有者等の承諾書が必要となる場合があります。）
- ・事業提案書、Q&A、補助金交付申請書等は、中部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ● 事業の流れ



## ● 事業の紹介・公表

提案いただいた事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。また、実施した事業について、事例集の作成や成果発表会を予定していますので、事業を提案される場合は、あらかじめご承知おきください。

## ● ご相談・ご応募先はこちらです！

担当する地域自治区

事務所

所在地

津有区・新道区  
春日区・諏訪区  
高土区

中部まちづくりセンター

〒943-0821

上越市土橋 1914-3 (上越市市民プラザ 2 階)

☎ 025-526-1690 (直通)

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp



上越市

自治・市民環境部 自治・地域振興課

令和 2 年度 津有区地域活動支援事業の審査方法について

○ 事業採択までの流れ

①提案の取りまとめ ⇒ ②各委員へ事業提案書等を送付 ⇒ ③各委員が事業内容を確認 ⇒ ④ヒアリングで疑問点等を解消 ⇒ ⑤各委員が審査（基本審査・採択方針適合性の判定、共通審査基準に基づく採点）し、結果を事務局へ報告 ⇒ ⑥結果集計 ⇒ ⑦採択事業の決定（協議会開催）

※網掛け部分は委員が行う作業

○ 審査方法

項目	内容	令和 2 年度の方針
基本審査判定 (○または×)	地域活動支援事業の目的に適合しない事業とする基準 (=不採択の基準)	<u>委員の過半数</u> が本事業の趣旨に適合しないと判断する事業は <u>不採択</u> とする。
採択方針の適合性判定 (○または×)	評価の低い事業とする基準 ※補助金を交付するため、一定の基準を設ける	<u>委員の過半数</u> が採択方針の 8 つのテーマに適合しないと判断する事業。
共通審査基準に基づく採点 (5点～1点)		共通審査基準 <u>5項目のうち、1つでも平均点が 2点未満</u> の事業。
採択事業の決定等	順位付けの方法	<u>採択方針に適合すると判断された事業を共通審査基準の得点（平均点の合計）が高い順</u> により行う。
	評価の低い事業の取扱い	<u>事務局で順位付けを行わず、協議会で採否を協議</u> する。ただし、第 1 次順位の下位に順位付け。
その他	委員が事業提案者の場合の当該事業の審査	委員が事業提案者（提案団体の代表者）の場合、 <u>当該事業に係る採点等の審査から除外</u> する。ただし、構成員であれば審査は可能とする。
	審査・採択における委員の発言	委員が事業提案者（提案団体の代表者）である場合は、 <u>地域協議会の場で発言はできない</u> 。
	追加募集の実施	<u>残額に関わらず「追加募集」は実施しない</u> 。



1 採点対象

事業番号	津-99
事業名	じょうえつを元気にする事業
提案団体	上越元気会 会長 上越花子

2 基本審査

審査基準	評価
提案事業が地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資する提案か)	<input checked="" type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	上記の基本審査で「適合しない」をチェックした場合、必ずその理由を記載してください 「適合しない」場合は、その理由を書いてください。

基本審査で「適合しない」をチェックした場合、以下の審査は不要

3 採点内容

(1) 津有区の採択方針

<p>津有区は、豊かな自然環境、歴史的・文化的施設、教育施設などの地域資源を活用する一方、高齢化、少子化といった社会問題に的確に対応することで、暮らしやすい魅力ある地域づくりを目指す必要があることから、以下のテーマに沿った取組を優先的に採択します。</p> <p>また、共通審査基準の審査に当たっては、恵まれた地域資源を活用することを基本とし、効果が広い地域に波及すること、子どもから大人まで幅広い住民が参加できること、将来にわたって発展することを勘案しますので、提案の際には配慮してください。</p> <p>なお、この採択方針に該当しない取組は、制度の趣旨や全体のバランス等を考慮して採択します。</p> <p>《募集するテーマ》○子どもを産み育てる環境整備に役立つもの ○高齢者が安心して暮らせる環境整備に役立つもの ○住民の健康・福祉増進、子育て、青少年健全育成に役立つもの ○地域コミュニティ活動の推進が期待できるもの ○津有区の自然や産業を活かし、地域の活性化が期待できるもの ○地域の観光・文化施設や史跡などのPRに役立つもの ○地域の環境保全、景観美化などに役立つもの ○住民の安全・安心確保が期待できるもの</p>	<p><b>適合性</b></p> <p>8つの《募集するテーマ》に適合するか</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない</p>
---	--

(2) 共通審査基準

審査項目	審査基準	適合性	配点	採点欄
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか ・全市民的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	○△× ○△× ○△× ○△×	5	4
②必要性	・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか	○△× ○△× ○△× ○△× ○△×	5	4
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	○△× ○△× ○△×	5	5
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	○△×	5	3
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか	○△× ○△× ○△×	5	2
合計			25	18

(3) その他特記事項

(記載欄)	特段の必要がない場合は記載不要です。
-------	--------------------

※ 実際の採点票は、疑問点の解消（ヒアリングまたは文書による回答）に併せて配布します。

【参考】共通審査基準の採点の目安

手順① 小項目の適合性を評価（○・△・×を選ぶ）

手順② 下表を参考に、評価に応じた点数を採点欄に記入

ア. 小項目数が5つの場合

⇒該当項目：必要性

点数	○	△	×
5	5	0	0
4~5	4	1	0
4	4	0	1
	3	2	0
	3	1	1
3~4	2	3	0
	3	0	2
	2	2	1
3	1	4	0
	2	1	2
	1	3	1
2~3	0	5	0
	2	0	3
	1	2	2
2	0	4	1
	1	1	3
	1	0	4
1~2	0	3	2
	0	2	3
	0	1	4
1	0	0	5

イ. 小項目数が4つの場合

⇒該当項目：公益性

点数	○	△	×
5	4	0	0
4~5	3	1	0
4	3	0	1
	2	2	0
3~4	2	1	1
	1	3	0
3	2	0	2
	1	2	1
	0	4	0
2~3	1	1	2
	0	3	1
2	1	0	3
	0	2	2
1~2	0	1	3
	0	0	4

ウ. 小項目数が3つの場合

⇒該当項目：実現性、発展性

点数	○	△	×
5	3	0	0
4~5	2	1	0
3~4	2	0	1
	1	2	0
3	1	1	1
	0	3	0
2~3	1	0	2
	0	2	1
1~2	0	1	2
	0	0	3

エ. 小項目数が1つの場合

⇒該当項目：参加性

点数	○	△	×
4~5	1	0	0
2~4	0	1	0
1~2	0	0	1

## 令和元年度地域活動支援事業 津有区の採択状況

- 1 津有区の配分額（予算額） 5,800 千円
- 2 募集期間 4月1日（月）～4月22日（月）
- 3 提案・採択状況

提 案		採 択	
件数	提案額	件数	採択額
6 件	4,433 千円	6 件	4,433 千円

### 4 提案事業一覧 （単位：千円）

事業名	団体名	採択額	事業内容
上越市防災士会津有支部 活動装備整備事業	上越市防災士会津有 支部	570	地域の防災力向上と防災意識の高揚 を図るとともに、防災士の担い手確保 のため、各町内会が行う防災訓練に防 災士を派遣するほか、活動装備を整備 する。
2019 津有北部地区スポー ツクラブ夏祭り地域活性化 事業	津有北部地区スポー ツクラブ	240	地域コミュニティの発展のため、地 域住民を対象とした夏祭りを開催す るとともに、必要な備品を整備する。
頑張っている地域スポーツ 少年団団員の安全安心をサ ポートする青少年健全育成 事業	戸野目スポーツ少年 団	410	スポーツを通じた青少年の健全育成 を目的に、更なる技術向上と安全・安 心に活動できる環境を整備するとと もに、必要な備品を整備する。
津有地区地域づくり事業	津有地区地域づくり 協議会	400	津有地区全体の融和と連帯感の醸成 を目的に、文化祭や健康ウォークなど の行事を開催する。
上雲寺小学校児童・地域住 民ふれあい事業	上雲寺小学校最寄会	1,671	地域連携を促進するため、上雲寺小学 校区体育大会の開催や地域カレンダー の発行などを行う。
ゲートボールによる高齢者 の健康増進と公園美化まち づくり事業	戸野目公園芝ゲート ボール場運営委員会	1,142	高齢者の健康増進と交流機会の創出 を図るため、戸野目公園芝ゲートボ ール場の環境整備を行い、ゲートボ ール大会を開催する。